

戦争「違法化」への努力と 日本の役割

神戸女学院大学文学部総合文化学科教授 石川 康宏

こんにちは、神戸女学院大学の石川康宏です。お話は、侵略戦争を正当化する力の強さに進んでいます。310万人の日本人が殺される間に、2000万人以上のアジア人を殺した戦争を、どうして「アジア解放の戦争」と肯定することができるのか。前回は、これを考える入口として、明治から昭和にかけての戦争の歴史を見ておきました。今回は、20世紀における、戦争の「違法化」に向けた世界の努力と、そこで日本が果たした役割を紹介してみます。

パリ不戦条約——戦争のない世界を求めて

学生たちと日本の戦争の話をする、「どこの国も戦争をしていた」「戦争が避けられない時代だった」「戦争をしたすべての国に罪がある」といった意見に出くわすことがあります。2度の世界大戦には、世界中の多くの国がかかりました。それらの国がすすんで戦争に参加していたのなら、確かに、どこかある国の罪が特別に重いとはいえなくなるかも知れません。

しかし、実際の歴史はどうだったでしょう。じつは20世紀の前半は、あらゆる戦争は「合法だ」という考えから、戦争は「違法だ」という考えに、世界の判断が大きく変わる瞬間でした。そして、そうした考え方の転換に対応した、国際社会の新しい形がつくりはじめられる時期でもありました。その象徴が、1928年に結ばれた「戦争放棄に関する条約」（パリ不戦条約）です。

不戦条約の第1条は「締約国は、国際紛争解決の為戦争に訴ふることを非とし…国家の政策の手段としての戦争を放棄する」、第2条は「一切の

紛争又は紛議は…平和的手段に依るの外…解決を求めざる」となっています。要するに、国家間のもめごとは、すべて話し合いで解決し、戦争で解決することはやめようというものでした。

最初に調印したのは、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、日本など、軍事大国を中心とした15カ国ですが、その後、条約に加入した国はソ連なども含め63カ国に広がります。当時の世界の国の9割以上という数でした。これをきっかけに、スペインの憲法（1931年）やフィリピンの憲法（1935年）に、「国家の政策の手段としての戦争を放棄（する）」という文章が加えられます。

国際連盟——200万人の犠牲を繰り返さない

この条約が結ばれるきっかけとなったのは、第1次世界大戦（すでに見たように、これは、互いが互いの植民地を奪いあう双方からの帝国主義戦争でした）で200万人もの犠牲者が生まれたこと、そして、このような戦争を避けようと「国際連盟」が創設（1920年）されたことでした。

国際連盟の規約は「加盟国は、戦争に訴えざるの義務を受諾し」という前文から始まりますが、それは、資本主義におけるそれまでの「無差別戦争観」（どのような理由によるものであれ、交戦規則など国際法を守る戦争はすべて合法だとする考え方）を大きく転換し、世界の多くの国が互いに武力行使を慎むことを約束する、集団的安全保障体制をめざした歴史上最初の試みでした。

これに、アメリカが加盟しなかったため（最初の提唱者だったのですが）、フランスが2国間での

不戦宣言をアメリカに呼びかけ、それがきっかけとなって、多国間による先のパリ不戦条約が誕生したのでした。

ただしこの条約には、弱点もありました。その中心は、アメリカやイギリスが、「自衛」の戦争は放棄しない、何が自衛かについては、その国だけが判断できると主張し、これが受け入れられてしまったことです。これによって、自衛の名目での侵略に道が残されることになりました。

このようなジグザグはあっても、この時期は、世界の多くの国が初めて「戦争の放棄」を真剣に話し合う瞬間となりました。「戦争のない世界をめざす努力」が、歴史の前面に初めて現れた瞬間だったのです。

2度目の世界戦争を引き起こす側に立った日本

こうした中で、日本がはたした役割はどのようなものだったのでしょうか。

日本は国際連盟が創立された時からの加盟国で、イギリス、フランス、イタリア王国とともに、中心的な役割をはたすべき常任理事国になっていました（後にドイツとソ連も）。しかし、1933年には、連盟からの事実上最初の脱退国となってしまいます（1925年にコスタリカが脱退しましたが、理由は加盟国としての分担金が支払えないというものでした）。

脱退のきっかけは、1931年の「満州事変」と1932年の「満州国」の建国でした。日本が「満州事変」を「事変」と呼んだのは、国際連盟の規約や不戦条約がいう「戦争」ではないと主張するためでした。また、不戦条約を結ぶ時に、アメリカやイギリスが「特別の死活的な利害関係を有する」地域を守ることは「自衛の措置」だとしたことを取り上げて、「満蒙」は日本の「生命線」だ、その権益を守ることは「自衛権の行使」に当たるとも主張しました。

しかし、1933年の総会でこの「自衛権」論は退けられます。そこで、日本は国際連盟を脱退し、同じ1933年に脱退したドイツ、1937年に脱退したイタリアとともに、日独伊3国同盟を形成し（1937年日独伊防共協定、1940年日独伊3国間条約）、第2次世界大戦を引き起こしていくのです。これ

は戦争の「違法化」に向けた世界の努力に、大きく逆行するものでした。

国際連合の下で——再び問われる日本の役割

1945年8月、第2次世界大戦は、5000万人以上の犠牲者を出して終了します。その直後の10月に「国際連合」が創設されました。「われらの一生のうちに2度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い」と始まる国連憲章は、国際連盟の失敗の教訓を生かし、よりしっかりとした集団的安全保障体制をめざすものでした。それから70年、人類は3度目の世界大戦を避けることに成功しています。

日本国憲法第9条が「日本国民は……国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」「国の交戦権は、これを認めない」としているのは、こうした世界の到達点を反映したものでした。

しかし、ここにも逆流は残されました。国連憲章を決定した1945年4月の会合（連合50カ国が参加）で、アメリカは、国連加盟国への「武力攻撃」が発生したとき、国連安保理が必要な措置をとるまでは、「個別的又は集団的自衛」の行為を行うことができるとする条項（第51条）を押し込んだのです。「集団的自衛権」というのは、この時にアメリカが初めて作りだした用語でした。

この条項は、その後、特にアメリカとソ連によって、国連に制約されない、他国への武力介入の口実とされていきました。

戦争を正当化するこの道を広げていくのか、狭めていくのか。私たちの目の前の集団的自衛権の行使をめぐる分岐点は、世界の平和に対する日本の役割を、あらためて大きな文脈で問うものとなっています。2度と同じ過ちを繰り返すことのないよう、歴史をしっかりと学んでいきましょう。

今回はここまでです。次回は、戦争を進めた人たちが、戦後どのように政治・経済・メディアの世界に残ったかを中心にして、「慰安婦」問題にもふれてみます。